

# こくみんけんこうほけん 国民健康保険

[English \(英語\)](#)

にほん げつじょうたいざい がいこくじん かいしゃ こうてきいりょうほけん はい ひと  
日本に3か月以上滞在している外国人〈会社の公的医療保険に入っている人と  
かぞく さいいじょう ひと のぞ こくみんけんこうほけん かにゆう  
その家族、75歳以上の人は除く〉は、国民健康保険に加入しなければなりません。

ねん がつ  
〈2012年7月から〉

こくみんけんこうほけん かにゆう まいつきほけんりょう はら ちりょう う  
国民健康保険に加入して、毎月保険料を払っていると、治療を受けるときにかか  
かね いちぶ しはら  
るお金が一部の支払いですみます。

こくみんけんこうほけんしつ  
≪国民健康保険室≫

でんわ  
電話：072-724-6734

ファクス：072-724-6040

## ないよう 内容

こくみんけんこうほけん かにゆう  
[◎国民健康保険に加入していると](#)

こくみんけんこうほけん かにゆう  
[◎国民健康保険へ加入](#)

ほけんりょう  
[◎保険料](#)

ほけん ほうしん  
[◎保険の方針](#)

かいしゃ けんこうほけん しゃかいほけん  
[◎会社の健康保険〈社会保険〉](#)

こうきこうれいしゃいりょう  
[◎後期高齢者医療](#)

けんこうほけん かにゆう  
[◎健康保険に加入していると](#)

## ● 診察料

治療を受ける場合は、病院へマイナ保険証または資格確認書を持って行き、受付に見せてください。

マイナ保険証が使える病院ではマイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を見てください。

治療費の30パーセントだけを支払います。(医療保険が使えない治療費はすべて支払います。)

## ● 高額療養費

高額な治療を受けて、治療費の月額が一定額を超えると、その超えた分のお金が戻ってきます。

戻ってくるお金を受け取る時は、市役所からの通知により申請します。

## ● 出産

子どもを産んだ病院に、国民健康保険から、50万円の出産育児一時金(子どもを産んだときにもらえるお金のこと)が支払われます。(この制度が使用できない病院もあります。病院に聞いてください。)

● 子どもを産んだ費用(お金)が50万円より多いときは、足りないお金を病院に払ってください。

● 子どもを産んだ費用(お金)が50万円より少ないとき、世帯主は残ったお金を国民健康保険からもらうことができます。

- 国民健康保険に入っている人が、日本以外で子どもを産んだときや、妊娠週数が22週より少ないとき、出産育児一時金が48万8千円になります。

## ●死亡

国民健康保険に入っている人が死亡したときは、お葬式をした人が5万円の葬祭費をもらうことができます。

国民健康保険室

電話：072-724-6734

ファクス：072-724-6040

## ◎国民健康保険へ加入

### ●基準

マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書は日本だけで使うことができます。

住所が変わったときは手続きをしなければいけません。

箕面市以外に引っ越したときは箕面市に住んでいる間にかかった保険料を精算し、

新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書を引っ越し先の役所で受け取ってください。

日本を出国するときは保険料を精算することを忘れないでください。

## ◎保険料

国民健康保険に加入すると、保険料の支払いが始まります。

支払う金額は、前年の1年間の総所得金額等をもとに計算します。

ほけんりょう こうざひ お しはら かなら こうざふりかえ てつづ  
保険料は、口座引き落としによって支払います。必ず口座振替の手続きをしてください。  
い。キャッシュカードがあれば、簡単に手続きができます。口座がない場合は、相談してください。

## ◎保険の方針

こい こくみんけんこうほけん ちりょうひ しはら  
故意にけがをしたときは、国民健康保険から治療費を支払いません。

### ●交通事故

こうつうじこ ちりょうひ じこ せきになん お ひと しはら  
交通事故でけがをしたとき、治療費は事故の責任を負う人が支払います。

ちりょうひ こくみんけんこうほけん つか しはら しやくしょ そうだん  
治療費を国民健康保険を使って支払うときは、市役所に相談してください。

## ◎会社の健康保険〈社会保険〉

かいしゃ はたら ひと かぞく かいしゃ けんこうほけん しゃかいほけん かにゆう  
会社で働いている人やその家族は、会社の健康保険や社会保険に加入している  
ばあい  
場合があります。

くわ かいしゃ き  
詳しいことは会社に聞いてください。

## ◎後期高齢者医療

こうきこうれいしゃいりょうせいど さいいじょう ひと いりょうほけんせいど  
後期高齢者医療制度は、75歳以上の人の医療保険制度です。

さい こくみんけんこうほけん かいしゃ けんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうほけん じどう  
75歳になると、国民健康保険や会社の健康保険から後期高齢者医療保険に自動  
うつ かにゆうてつづ ひつよう  
で移ります。加入手続きは必要ありません。

じゅしんほうほう てつづ ほけんりょう しはらいほうほう こくみんけんこうほけん  
受診方法や手続き、保険料の支払方法などについては、国民健康保険とほとんど

おな びょういん ちりょう しはら わりあい ほけんりょう けいさんほうほう  
と同じですが、病院で治療を受けたときに支払う割合や、保険料の計算方法は

ちが  
違います。

くわ  
詳しいことは、おおさかふこうきこうれいしゃいりょうこういきれんごう 大阪府後期高齢者医療広域連合またはかいご いりょう ねんきんしつ き介護・医療・年金室で聞  
いてください。

おおさかふこうきこうれいしゃいりょうこういきれんごう  
《大阪府後期高齢者医療広域連合》

でんわ  
電話：06-4790-2028

かいご いりょう ねんきんしつ  
《介護・医療・年金室》

でんわ  
電話：072-724-6739

ファクス：072-724-6040